

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
【R8新設】 農作業機械等 修繕費支援事業	農作業機械等 修繕費支援事 業補助金	小規模農業者が 所有する農作業 機械等の修繕費 を支援すること により、安定的 な農業経営を促 進し、離農の抑 制を図る	①農業所得が400万円未満 であること ②市内の農地で30a以上耕 作していること、または 直近の農産物販売額が50 万円以上であること	前年度の3月から補 助金を受けようとす る年度の2月末日ま でに実施した農作業 機械等の修繕、点検 整備に要した費用の 総額	補助対象経費の1/2 100,000円(限度額)	市内の小規模農業者
耕作条件不利 農地借受促進 事業	耕作条件不利 農地借受奨励 金	耕作条件が不利 な農地を借り受 けることにより 耕作放棄地の未 然防止・解消促 進を図る	①耕作が不利な条件とし て定めるもののうち2つ 以上に該当する農地であ ること ②利用権設定等の期間が、 5年以上であること	—	47,000円/10a	農地の借り受けを行った 認定農業者、認定新規就 農者、集落営農組織、地 域計画に位置付けられた 農業を担う者
農地区画大規 模化支援事業	農地区画大規 模化支援事業 補助金	農地の畦畔を除 去することによ り、担い手等の 農業経営の効率 を上げること により耕作放棄 地の未然防止を 図る	①農地所有者の同意等を得 ること ②国又は県の補助の採択 があった事業は交付対象 としない	区画拡大のための畦 畔除去に係る費用及 び畦畔除去後の整地 に係る費用	①畦畔除去 5,000円/10m ②畦畔除去後の整地 7円/1㎡	2筆以上の隣接する田、 畑を自ら耕作する農業者、 集落営農組織、地域計画 に位置付けられた農業を 担う者
農用地流動化 促進事業(拡 充)	農用地流動化 促進事業奨励 金(拡充)	耕作が困難な畑 地の借り受けに 奨励金を加算す ることにより、 耕作放棄地の未 然防止を図る	①利用権設定等の期間が、 5年以上であること ②農用地利用集積計画等 で利用権設定等に係る農 用地が定められ、公告さ れた利用権設定であるこ と	—	10,000円/10a (畑のみ)  既存の奨励金に上乗せ ・美杉地域内の農用地 30,000円/10a ・美杉地域以外の農用地 20,000円/10a	認定農業者、認定新規就 農者

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
経営基盤強化支援事業	経営基盤強化支援事業補助金 (担い手等法人化推進事業)	担い手等の法人化による営農の持続・安定化を図る	①定款を作成し公証役場において認証されること ②法務局において法人として登録されること	①定款の認証に要する経費 ②登記申請に要する経費	交付対象経費の1/2 121,000円(限度額)	法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
経営基盤強化支援事業	経営基盤強化支援事業補助金 (新たな人材雇用支援事業)	新たな人材を雇用することにより、人材不足を解消し、農業経営の持続化を図る	①1年以上の雇用契約を交わすこと ②常時雇用するものであること ③3親等以外の者の雇用であること	—	233,000円/1人(定額) ※交付対象者と就農者で折半	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
小規模機械導入支援事業	小規模機械導入支援事業補助金	初めて農業を畑地で行う者に、小規模機械(管理機、草刈機、噴霧機、施肥機)の新規導入を支援することにより、農業経営者のすそ野拡大と耕作放棄地の未然防止を図る	①農地を所有していない場合は、農地を借り受けて耕作すること 農地を所有している非農家の場合は、現に作物が作付けされておらず新たに耕作を行うものであること ②100㎡以上の畑地で、事業年度を含め3年以上耕作を行うこと	小規模機械(管理機、草刈機、噴霧機、施肥機)の新規購入に要する経費	交付対象経費の1/2 150,000円(限度額)	新たに農業を始めようとする者で、農家台帳等に登録がない者(3親等以内の親族が農家である者は除く。Uターン、Iターン等を含む)
ジャンボタニシ被害防除事業	ジャンボタニシ被害防除事業補助金	薬剤購入経費を助成することでジャンボタニシによる食害対策を推進し、被害の軽減を図る	①薬剤が農薬として登録されていること ②被害が確認できる水田であること	ジャンボタニシを駆除するための薬剤の購入に要する経費	対象経費の1/3	市内の水田所有者または耕作者(法に基づく権利設定を受けている認定農業者、認定新規就農者)、集落営農組織

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
地域農林水産基盤創生事業	新規農林水産業ビジネスチャレンジ支援事業補助金	6次産業化等新たなニーズの創出・ビジネス化に向けた多様な取組を支援	—	試作品の生産・研究費、機械施設の導入費、調査費、謝金等	対象経費の1/2 (年間50万円を限度、かつ3年間で100万円を限度)	認定農業者、営農組織、農業法人、農林水産業振興目的の団体等
	要活用農地復元事業補助金	市街化区域以外の耕作放棄地を復元し、担い手に集積する取組を支援	①要活用農地又は「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の耕作放棄地 ②交付対象者と5年以上の農地貸借契約	農地復元に要する経費、農道・水路の補修費等	5万円/10aを限度	認定農業者、認定新規農業者、地域計画に位置づけられた担い手、集落営農組織等
集落営農促進対策事業	集落営農組織補助金	集落営農組織の育成、法人化を推進	農業用共同利用機械等購入補助金の交付要件、①から③を満たす組織の設立を目指すこと	集落営農組織の設立に要する費用	対象経費の1/2 (20万円を限度)	集落営農組織を設立しようとする団体
	農業用共同利用機械等購入補助金	農業用共同利用機械・器具の新規購入を促進	①5人以上の営農組織 ②規約等の定めがある ③農作物の作業面積が10ha(中山間地域は、6.4ha)以上又は集落内農地の2/3以上 ④1台100万円以上	トラクター、ロータリーシーダー等アタッチメント、コンバイン、田植機、乾燥機等	対象経費の1/3 (1集落営農組織につき、1,000万円を限度)	集落営農組織

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
農用地流動化促進事業	農用地流動化促進事業奨励金	農用地の効率的な利用を促し、効率かつ安定的な農業経営者を育成するとともに、耕作放棄地の解消を図る	①利用権設定の期間が、5年以上であること ②農用地利用集積等促進計画で利用権設定に係る農用地が定められ、公告された利用権設定であること	—	①美杉地域内の農用地 2万円/10a ②美杉地域以外の農用地 1万円/10a ※畑地上乗せ制度あり	認定農業者、認定新規就農者
農林業就業促進対策事業	農林業就業促進対策事業補助金	農林業への円滑な就業を支援し、将来の担い手を確保	①研修終了後も継続して就業意欲のある者 ②原則、50歳以下の者 ③農林業団体の代表者、役員又は農林業者の3親等以内の親族でない者 ④研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者	①団体等が就業希望者に対して行う実施指導等に要する費用 ②就業希望者の作業着等事前準備に要する費用	①研修費4千円/1日(24万円を限度) ②準備費準備に要する費用の1/2(3万円を限度)	就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続し、労災保険に加入している団体等
農業経営基盤強化資金等利子補給金	農業経営基盤強化資金等利子補給金	認定農業者への円滑な融資調達を図り、もって農業経営基盤の確立及び近代化に資する	①認定農業者を対象にした融資であること ②市内における農地の規模拡大及び経営改善を図るための融資であること	①農業近代化資金の融資 ②スーパーL資金の融資	①農業近代化資金 実質発生金利のうち0.5%以内 ②スーパーL資金 実質発生金利のうち0.5%以内 (交付期間10年限度)	認定農業者に融資を行う融資機関

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護柵設置事業	農産物鳥獣害対策事業補助金	農産物の生産意欲の向上及び生産意欲の向上と安定生産を図る	①農業振興地域内の農地 ②原則、0.5ha中山間地域は、0.3ha)以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託料は、対象外	電気柵、トタン柵、網及び金網柵用原材料等の購入費用	対象経費の1/2 (1申請につき100万円を限度)	自治会、農業者団体、農業従事者等
	小規模農地鳥獣害防止事業補助金		現状が耕作可能な農地であること。原則受益戸数要件を設けない。ただし、水稻、麦、大豆等を作付する場合は、該当農地が他の農地と連担して一体的に防護することが効果的な場合は2戸以上とする。 ※工事費、作業料、日当、委託料は、対象外		対象経費の1/2 (1申請につき8万円を限度)	
わな猟免許取得事業	わな猟免許取得費等補助金	有害鳥獣捕獲者の確保及び強化を図る	免許取得後、猟友会に入会し、3年以上有害鳥獣の捕獲に従事	講習会受講料及びテキスト代、受験手数料、医師の診断書料、猟友会入会料	対象経費の1/2 (1万4千円を限度)	市内に住所を有する者
有害鳥獣対策推進事業	有害鳥獣対策推進事業補助金	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止の推進	①農業者を中心とした地域住民10人以上 ②規約等の定めがある	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止活動に要する経費 (別途、運用基準あり)	対象経費の1/2 (20万円を限度)	地域ぐるみにより獣害対策を推進する団体
有害鳥獣捕獲用檻設置事業	有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金	有害鳥獣による農産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中心とした地域住民10人以上で、規約等の定めがある団体又は猟友会の支部 ②わな猟免許を有する者に捕獲檻の設置及び管理をさせることができること	有害鳥獣捕獲用檻の購入費又は制作に係る材料費	対象経費の1/2 (感知器付きの檻7万5千円を限度) (感知器なしの檻4万5千円を限度) (感知器のみ3万円を限度)	自治会、農業者団体の代表者、猟友会の支部に属する者

事業名	交付金名称	交付目的	事業概要	制度の詳細 (農林水産省ホームページ)
環境保全型農業 直接支払事業	環境保全型農業 直接支払交付金	地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させる	対象となる農業生産活動は以下のとおり ①有機農業 ②堆肥の施用 ③緑肥の施用 ④総合防除 ⑤炭の投入	【環境保全型農業直接支払交付金】 <a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html</a> 
多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金	農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図り、地域の共同活動に係る支援を行う	以下の交付金により構成されています。 ①農地維持支払交付金 農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の多面的機能を支える基礎的保全活動を支援する交付金 ②資源向上支払交付金 水路、農道、ため池の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援する交付金	【多面的機能支払交付金】 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</a> 

事業名	交付金名称	交付目的	事業概要	制度の詳細 (農林水産省ホームページ)
新規就農者育成 総合対策事業	①経営発展支 援事業 ②経営開始資 金	次世代を担う農業者と なることを志向する者 に対し、就農前の研修 段階及び就農直後の経 営確立に資する	<p>①就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等 の取組を支援 補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金受給者は、上限500万円)</p> <p>②経営開始直後の新規就農者等に対し、最長3年間、1月につき 1人あたり13.75万円を交付。 (津市は半年分(82.5万円)を単位とする)</p> <p>※夫婦型は①、②ともに1.5倍を乗じた額</p>	<p>①経営発展支援事業 <a href="https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html">https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html</a></p>  <p>②経営開始資金 <a href="https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html">https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</a></p> 
中山間地域等直 接支払事業	中山間地域等 直接支払交付 金	農業生産条件が不利な 状況にある中山間地域 等において、農用地に おける耕作及び農用地 等の適切な維持管理並 びに環境整備及び体制 整備を支援することに より、当該中山間地域 等における耕作放棄の 発生の防止及び多面的 機能の確保を図る	<p>以下の活動内容により構成されています。</p> <p>①農業生産活動等を継続するための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動</li> <li>・周辺林地の管理、景観形成作物の作付、体験農園、魚類等の保護</li> </ul> <p>②体制整備のための前向きな活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク化活動計画の作成</li> </ul>	<p>【中山間地域等直接支払制度】 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html</a></p> 